

藤枝法人会報



藤枝市岡部町柏屋の竹あかり
(10月 大旅籠柏屋・岡部宿内野本陣史跡広場)



No. 127

令和8年9月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会 員
募集中

目 次

第14回定時総会開催	1
令和7年度事業報告	2～3
貸借対照表	4
令和8年度税制改正のあらまし(速報版)	5～8
特集 焼津・小川城の長谷川氏	9～11
(一社)静岡県法人会連合会 令和9年度税制改正要望	12～22
税務署だより	23～26
財務事務所だより	27
税理士会だより	28
写真で見る法人会活動/新入会員紹介	29～33



食欲の秋! 秋の味覚を満喫しよう!

秋のランチバイキング

Autumn Lunch Viking 2026

9
22・23
TUE WED

10
11・12
SUN MON

11
3
TUE

席数限定
早めのご予約が
おすすめです

【時間】 12:00～14:30 (最終入場 13:30)

【料金】 大人 5,000円 / 小学生 3,000円 / 未就学児 1,500円

【特典】 ドリンク飲み放題&入浴付き ※別途入浴税50円

【飲み放題メニュー】
生ビール・レモンサワー・ハイボール・梅酒・ソフトドリンク・ノンアルコールビール
ホットコーヒー・紅茶 など

ホテルアンビア 松風閣
静岡県焼津市浜当目1541



三段重(和・洋・中) 37,000円 《早期割&事前支払い適用》	二段重(和・洋・中) 25,000円 《早期割&事前支払い適用》
【ご予約期間】 2026年12月25日(金)まで 早期割引は11/30(月)まで適用!	
【商品お渡し日】 2026年12月31日(木)	
【お渡し場所・時間】	
1. ホテルアンビア松風閣 11:00～14:00 2. アンビアツアーズ本社 (焼津駅南口) } ①11:00～12:00 3. アンビアタクシー静岡 (駿河区中島) } ②12:00～13:00	
詳しくは、専用パンフレットをご覧ください	

ご予約・お問合せ (9:30～18:00)

TEL:054-628-3131 Mail:info@syofukaku.com

公益社団法人藤枝法人会 第14回定時総会開催

とき：令和8年6月9日(火)
会場：ホテルアンビア松風閣

公益社団法人藤枝法人会 第14回定時総会を、6月9日(火)ホテルアンビア松風閣にて開催し、決議事項の第1号議案 令和7年度決算承認の件は異議なく承認可決され終了致しました。

最後に、ご来賓を代表して藤枝税務署長 鈴木聡様、静岡県藤枝財務事務所長 大森康弘様、東海税理士会藤枝支部長 森祐輔様からご祝辞を頂きました。

記念講演会には一般参加の聴講者も加わり、講師に上智大学総合グローバル学部 教授の前嶋和弘氏をお迎えし、「アメリカ政治外交の現在と世界、そして日本」と題してご講演頂きました。

- 公益社団法人藤枝法人会
第十四回定時総会次第
- 一 開会の辞
 - 二 会長あいさつ
 - 三 議長選出
 - 四 定足数の確認
 - 五 議事録署名人選出
 - 六 議事
 - (一) 決議事項
第一号議案 令和7年度決算承認の件
監査報告
 - (二) 報告事項
① 令和7年度事業報告
② 令和8年度事業計画及び収支予算
③ 令和9年度税制改正要望について
 - 七 来賓祝辞
 - 八 閉会の辞

(司会) 原崎総務厚生委員



松永会長挨拶



ご来賓の皆様方



〈ご祝辞〉

藤枝税務署長
鈴木聡 様



静岡県藤枝財務事務所長
大森康弘 様



東海税理士会藤枝支部長
森祐輔 様



令和7年度事業報告

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

I.概 況

公益社団法人としての使命を達成するために、税知識の普及、納税意識の高揚とe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、税制提言事業、経営支援事業、地域社会貢献事業等、公益目的事業に主軸を置き様々な活動を展開して参りました。

また、会組織の強化、財政基盤強化のため、本会・青年部会・女性部会一体となって会員拡充に努めました。

II.主な活動は次のとおりです。

<公益目的事業>

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

(2) 税制・税務の普及広報事業

税制・税務に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、「藤枝法人会報」No125・No126の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

また、e-Taxの利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携協調を図りながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にもe-Tax等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

(3) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の「夏休み親子税金教室」、「税に関する絵はがきコンクール」、また、大学生対象の「租税教室」を実施しました。

(4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、関係機関等に対し要望活動を実施しました。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

(2) 地域社会への貢献事業

①地域イベント「藤まつり」への参加

②家庭内におけるピーク時間の使用電力削減を目指した「いちごプロジェクト」の推進

<収益事業等>

1. 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業

(1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

①財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社と連携を密にし、また、福利厚生制度推進キャンペーン特別委員会を中心に、更なる法人会の福利厚生制度の推進に努めました。

②地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。

③中小企業向け貸倒保障制度を推進しました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

④協力弁護士制度

⑤広告チラシ同封配布サービス

⑥法人会提携ローン

⑦ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信

⑧「早割電報」紹介サービス

- ⑨インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」
- ⑩事業承継支援制度
- ⑪会員特典カード「法人会メリットカード」の利用及び特約店募集
- ⑫日産レンタカー割引制度
- (2) 会員親睦事業
会員相互の親睦や異業種交流を目的に、観劇会、研修旅行、意見交換会、賀詞交歓会等の親睦事業を行いました。
- (3) 組織の充実・強化
組織基盤強化のために、令和7年度会員拡充推進計画を立案し、本会・支部役員・各部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は、2,637社・個人賛助会員26名となりました。
- (4) 諸会議の開催
 - ①定時総会の開催
 - ②理事会の開催
 - ③各委員会の開催
 - ④福利厚生制度推進キャンペーン特別委員会の開催
 - ⑤その他必要な会議の開催
- (5) 法人会相互の連絡協調
 - ①一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
 - ②東海法人会連合会との連携
 - ③公益財団法人全国法人会総連合との連携

2. 管理関係

- (1) 定款や諸規程の適正な運用に努めました。
- (2) 事務運営体制等の充実を図りました。

3. 表彰関係（順不同・敬称略、法人名・役職は表彰時で記載）

- (1) 令和7年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰
公益社団法人藤枝法人会 理事 初亀醸造株式会社 代表取締役 橋本謹嗣
- (2) 令和7年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役職員等表彰
公益社団法人藤枝法人会 理事 丸天淡水魚株式会社 代表取締役 天野大輔
公益社団法人藤枝法人会 理事 丸池株式会社 代表取締役 池ヶ谷 聡
公益社団法人藤枝法人会 理事 静岡県産醤油株式会社 代表取締役 鈴木良彦
公益社団法人藤枝法人会 理事 株式会社藤興 専務取締役 西野浩史
- (3) 令和7年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰
 - <功労法人表彰>

株式会社倉嶋自動車商会	代表取締役	倉嶋雅義
株式会社コヤマ	代表取締役	小山明一
株式会社島村膳文堂	代表取締役	島村武慶
株式会社清水一級建築設計事務所	代表取締役	清水誠一
株式会社杉浦純商店	代表取締役	杉浦 聡
株式会社チューブコーポレーション	代表取締役	杉山茂範
株式会社中屋	代表取締役	渡邊芳隆
株式会社長谷川鐵工所	代表取締役社長	長谷川 豪
焼津冷蔵株式会社	代表取締役社長	原崎太輔
 - <会員たる法人の役職員表彰>

株式会社いちまる	総務部部长	加藤広行
小川漁業協同組合	経理課長補佐	山下直希
焼津鯉節水産加工業協同組合	総務部長	山田哲也
焼津水産化学工業株式会社	経営統括本部経理部長	守谷充雄

令和7年度事業報告 附属明細書

令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和8年5月
公益社団法人藤枝法人会

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	113,326	136,325	△ 22,999
普通預金	5,812,785	8,074,234	△ 2,261,449
流動資産合計	5,926,111	8,210,559	△ 2,284,448
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	44,000,000	44,000,000	0
基本財産合計	44,000,000	44,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	8,972,000	16,295,000	△ 7,323,000
減価償却引当資産	2,532,581	2,532,581	0
事務改善引当資産	2,450,000	2,400,000	50,000
周年行事引当資産	1,600,000	1,400,000	200,000
部会周年行事引当資産	1,050,000	950,000	100,000
特定資産合計	16,604,581	23,577,581	△ 6,973,000
(3) その他固定資産			
什器備品	0	2	△ 2
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	72,800	72,802	△ 2
固定資産合計	60,677,381	67,650,383	△ 6,973,002
資産合計	66,603,492	75,860,942	△ 9,257,450
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
預り金	0	0	0
未払法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	71,000	71,000	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	8,972,000	16,295,000	△ 7,323,000
固定負債合計	8,972,000	16,295,000	△ 7,323,000
負債合計	9,043,000	16,366,000	△ 7,323,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	57,560,492	59,494,942	△ 1,934,450
(うち基本財産への充当額)	(44,000,000)	(44,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(7,632,581)	(7,282,581)	(350,000)
正味財産合計	57,560,492	59,494,942	△ 1,934,450
負債及び正味財産合計	66,603,492	75,860,942	△ 9,257,450

HPにて情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

にて情報公開しております



税制改正のあらまし

 法人会キャラクター
けんた

I 法人税関係

1 大胆な設備投資促進税制の創設など

① 特定生産性向上設備等投資促進税制

国内における高付加価値型の設備投資を促進する観点から、特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。

対象業種	原則全ての業種
対象資産	○生産等に必要な設備等 機械装置(1台又は1基の取得価額が160万円以上)、工具及び器具備品(それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上など)、建物(一の取得価額が1,000万円以上)、建物附属設備及び構築物(それぞれ一の取得価額が120万円以上など)、ソフトウェア(一の取得価額が70万円以上) ○投資下限額 35億円以上(中小企業者等は5億円以上) ○ROI(投資利益率)15%以上
措置内容	即時償却又は税額控除7%(建物、建物附属設備及び構築物は4%) ただし、控除上限は法人税額の20%。控除限度超過額は3年間の繰越が可能。
その他	投資計画期間中に、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制、中小企業経営強化税制(繰越税額控除を除く)は適用できない。

② 物価上昇に伴う取得価額要件の見直し

中小企業投資促進税制の工具、中小企業経営強化税制の工具及び器具備品、中小企業防災・減災投資促進税制の器具備品の取得価額要件がそれぞれ40万円以上(現行:30万円以上)に引き上げられます。

適用時期

①の改正については、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。
 ②の改正については、令和8年4月1日以後に取得等をする対象設備について適用されます。

2 賃上げ促進税制の見直し

最近の賃上げ状況のほか、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、賃上げ促進税制が見直されます。

改正案では、大企業向けの措置は適用期限(令和9年3月31日)を待たず、令和8年3月31日をもって廃止されます。また、中堅企業(常時使用する従業員の数が2,000人以下)向けの措置は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、下表の見直しを行った上

で、適用期限(令和9年3月31日)をもって廃止されます。

	継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率
現 行	+3%	10%
	+4%	25%
改正案	+4%	10%
	+5%	15%
	+6%	25%

また、中小企業向けの措置については、令和8年度は現行制度を維持し、期限到来時(令和9年3月31日)に適用状況を踏まえ、必要な見直しが検討されます。

なお、いずれの措置も、教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置(大企業・中堅企業+5%、中小企業+10%)が令和8年3月31日をもって廃止されますが、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置(+5%)については維持されます。

適用時期

大企業向けの措置は令和8年3月31日まで、中堅企業向け・中小企業向けの措置は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

3 研究開発税制の見直し

研究開発税制について、企業が試験研究費の額を増加させるインセンティブを強化するため、次の見直しが行われます。

① 一般の試験研究費の額に係る税額控除制度

- イ 税額控除率が見直されます(令和9年4月1日以降)。
- ロ 控除率カーブに係る時限措置について、上記イの税額控除率の見直しにあわせて見直された上、令和11年3月31日まで延長されます。
- ハ 控除上限に係る時限措置について、増減試験研究費割合に応じて控除上限を引き上げ又は引き下げる措置が見直された上(令和9年4月1日以降)、令和11年3月31日まで延長されます。

② 中小企業技術基盤強化税制

- イ 繰越控除制度(3年間)が創設されます。
- ロ 控除率カーブ・控除上限に係る時限措置について、令和11年3月31日まで延長されます。

③ 戦略技術領域型

- イ 戦略技術領域(AI・量子・バイオ等)の認定開発に係る試験研究費について40%(そのうち認定研究開発機関との共同・委託研究は50%)の控除率が設定されます。
- ロ 繰越控除制度(3年間)が導入されます。

※ 控除上限は、既存の措置と別枠で法人税額の10%。

※ 産業技術強化法の改正法の施行日以降の認定計画にかかる試験研究が対象。

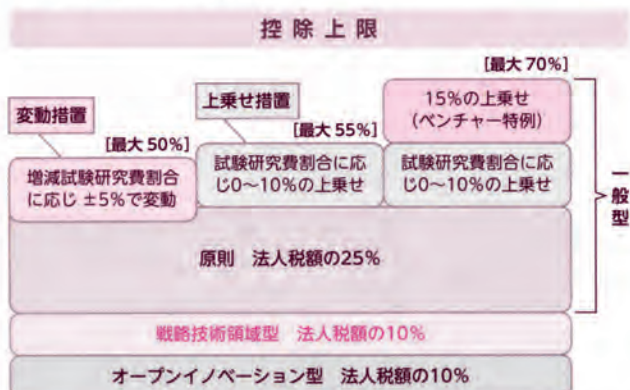
④ オープンイノベーション型

新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位の授与から5年未満の者で、その採用から5年間未満の者を追加する等の見直しが行われます。

⑤ 控除対象となる試験研究費の額

国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外への委託研究に係る試験研究費の額について、臨床試験の委託に係る試験研究費の額以外の試験研究費の額の50%を控除対象となる試験研究費の額とする見直しが行われます。

※ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度は70%、同年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度は60%。



※ 中小法人の場合の控除上限は、上記の上乗せ措置と増減試験研究費割合が12%超の場合に10%上乗せできる措置とのうち高い措置を適用。

適用時期

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。ただし、①は適用期限の延長を除き、令和9年4月1日以後開始する事業年度から、③は産業技術力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に認定を受けたものから適用されます。

④ 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例は、取得価額が30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度です。

改正案では、①対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げ、②対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外した上で、適用期限が3年間延長されます。

適用時期

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に少額減価償却資産の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

⑤ 地方拠点強化税制の見直し

地方拠点強化税制(オフィス減税)について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。なお、地方拠点強化税制(雇用促進税制)については、適用期限(令和8年3月31日)の到来をもって廃止されます。

改正案では、一の特定期業務施設を構成する建物及び構築物の取得価額の合計額が10億円以上であることなど(中小企業者は特定雇用者の増加数が20人以上であることなど)一定の要件を満たす場合、拡充型の特別償却率が20%(現行:15%)、税額控除率が5%(現行:4%)に、移転型の税額控除率が8%(現行:7%)に引き上げられます(移転型の特別償却率は25%で変更なし)。

また、対象となる資産に、事業の用に供されたことのある建物等及び構築物が加えられ、拡充型の特別償却率は10%、税額控除率は2%、移転型の特別償却率は15%、税額控除率は4%とされます。このほか、中小企業者以外の法人の取得価額要件が4,500万円以上(現行:3,500万円以上)に引き上げられます。

適用時期

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に特定業務設備計画の認定を受けた法人が、その認定日の翌日から3年以内に、地方において事務所等の特定業務施設を整備した場合について適用されます。

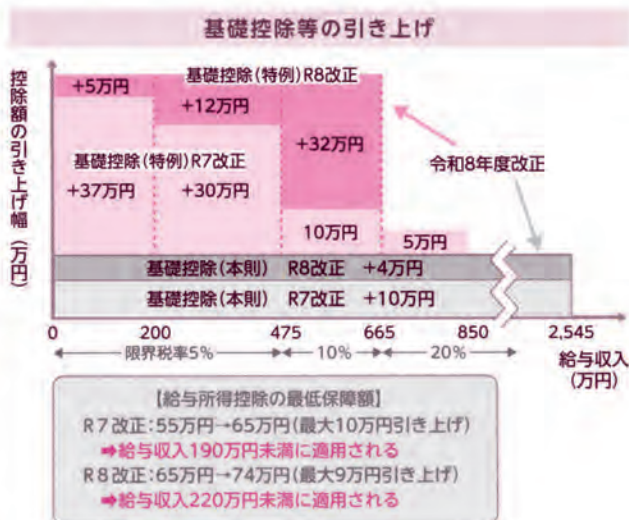
Ⅱ 所得税関係

① 物価上昇局面における対応

足元の物価高への対応として物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されるとともに、中低所得者に配慮して令和7年度税制改正で創設された基礎控除の特例による加算額を引き上げるなどして所得税の課税最低限が給与収入で178万円とされます。

① 所得税の基礎控除の引き上げ

基礎控除の本則部分(現行:最高58万円)を直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗じて2年ごとに見直すこととし、令和8年から合計所得金額が2,350万円以下(給与収入で2,545万円以下)の者で4万円引き上げられます。また、基礎控除の特例による加算額が給与収入で665万円以下の者を対象に引き上げられます(下図参照)。



② 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額（現行：65万円）も基礎控除の本則部分の物価上昇に連動した引き上げと同様の仕組みで見直し、令和8年分から4万円引き上げられます。また、最低保障額の特例が創設され、最低保障額がさらに5万円引き上げられます。個人住民税も同様に、最低保障額（現行：65万円）が本則部分、特例分の合計で9万円引き上げられます。

③ ひとり親控除の拡充

ひとり親控除の控除額が38万円（現行：35万円）に引き上げられます。個人住民税についても控除額が33万円（現行：30万円）に引き上げられます。

④ その他の所要の措置

イ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げられます。

ロ 勤労学生等の合計所得金額要件が89万円以下（現行：85万円以下）に引き上げられます。

※ イ・ロとも、個人住民税で同様の措置が講じられます。

適用時期

①、②、④の改正については、令和8年分以後の所得税（令和9年度分以後の個人住民税）について適用されます。なお、令和8年分所得への適用は源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整から対応することとなります。③の改正については、令和9年分以後の所得税（令和10年度分以後の個人住民税）について適用されます。

2 マイカー通勤に係る通勤手当や従業員への食事の支給に係る非課税限度額の引き上げ

マイカー等で通勤をする者が受ける通勤手当について、通勤距離が片道65キロ以上の者の非課税限度額が下表のとおり見直されます。加えて、マイカー等通勤者が通勤に際して一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担している場合、1か月当たりの駐車場等の料金相当額（最大5,000円）を加算した金額が通勤手当の非課税限度額とされます。

また、使用者から食事の支給により受ける経済的利益について、所得税が非課税とされる食事の支給に係る使用者の負担額の上限が月額7,500円（現行：月額3,500円）に引き上げられます。

	通勤距離の区分	非課税限度額
現行	片道55km以上	38,700円
改正案	片道55km以上 65km未満	38,700円
	片道65km以上 75km未満	45,700円
	片道75km以上 85km未満	52,700円
	片道85km以上 95km未満	59,600円
	片道95km以上	66,400円

適用時期

令和8年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

3 NISAのつみたて投資枠の対象者の拡充

現行、18歳以上が対象のNISAのつみたて投資枠の対象年齢が0～17歳まで拡充されます。年間投資枠は18歳以

上の最大120万円の半分の最大60万円とし、非課税保有限度額は600万円とされます。用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面を提出するなど一定の要件のもと、12歳以降に払出しができることとされます。

適用時期

令和9年1月1日以後に開設したNISA口座から適用できません。

4 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除は下表のように見直された上で、適用期限が令和12年入居分まで5年間延長されます。

【住宅ローン控除の見直し】（赤字部分が改正案）

	新築住宅・ 買取再販住宅			既存住宅			
	A	B	C ^{*1}	A	B	C	D
借入限度額	4,500 万円	3,500 万円	2,000 万円	3,500万円		2,000 万円	2,000 万円
(子育て 世帯等)	5,000 万円	4,500 万円	3,000 万円	4,500万円		3,000 万円	
控除期間	13年			13年			10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上						
	合計所得金額1,000万円 以下の場合には、40㎡ 以上 *2			同左			
立地要件	令和10年以降入居分から土砂災害などの災害レッドゾーンの 新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						
その他	A：認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅 B：ZEH水準省エネ住宅 C：省エネ基準適合住宅 D：その他の住宅 *1 新築住宅は、令和10年以降入居分から、適用対象外 *2 子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用						

適用時期

令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

5 防衛特別所得税（仮称）の創設

復興特別所得税の税率（2.1%）を1%引き下げ、代わりに防衛力強化に係る財源確保のため、所得税額に対して税率1%の新たな付加税を課す防衛特別所得税（仮称）が創設されます。

適用時期

令和9年分以後の所得税等について適用されます。なお、復興特別所得税については、課税期間が10年間延長されます。

III 資産税関係

1 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度について、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことを促す観点から、特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日（現行：令和8年3月31日）まで1年6か月間延長されます。

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予

制度（個人版事業承継税制）についても、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで2年6か月間延長されます。

適用時期

特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで延長されます。

2 相続税等の財産評価の適正化

貸付用不動産の市場価格と財産評価基本通達に基づく評価額との乖離を利用して相続税・贈与税を大幅に圧縮している事例が把握されています。これを受けて、相続開始・贈与前5年以内に有償で取得又は新築した一定の貸付用不動産について、現行の路線価等による評価に代えて、課税時期における通常の取引価額に相当する金額により評価することとされます。

課税時期における通常の取引価額に相当する金額は、課税上の弊害がない限り、取得価額をもとに地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額により評価することとされます。

また、不動産小口化商品についても、その取得の時期にかかわらず現行の路線価等による評価に代えて、課税時期における通常の取引価額に相当する金額により評価することとされます。

適用時期

令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用されます。相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価については、本改正を適正に定める日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る）に新築した家屋（同日に建築中のものも含む）には適用されません。

3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（受贈者ごとに1,500万円）については、適用期限（令和8年3月31日）をもって廃止されます。

適用時期

令和8年3月31日で廃止されます。ただし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き適用されます。

IV 消費税関係

1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

① 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

イ 控除可能割合が各期間区分に応じ次の割合とされます。

	期間区分	控除可能割合
現 行	R5.10.1～R8.9.30	80%
	R8.10.1～R11.9.30	50%
改正案	R8.10.1～R10.9.30	70%
	R10.10.1～R12.9.30	50%
	R12.10.1～R13.9.30	30%

ロ 一の免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額が1億円（現行：10億円）に引き下げられます。

② インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）の見直し

免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置（2割特例）について、免税事業者からインボイス発行事業者となった個人事業者は、従来の2割特例の対象となっている個人事業者も含め、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間（免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことで事業者免税点制度の適用を受けられない課税期間に限る）について、納税額を売上税額の3割とすることができるように見直されます（法人への適用はありません）。

なお、インボイス発行事業者が、上記の3割特例を適用する場合には、確定申告書にその旨を付記しなければなりません。

適用時期

①の改正については、令和8年10月1日から令和13年9月30日までの間に開始する課税期間に適用されます。②の改正については、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間について適用されます。

V その他

1 固定資産税の免税点の見直し

物価上昇が継続していることを踏まえ、固定資産税について、家屋に係る免税点が30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点が180万円（現行：150万円）に引き上げられます。

適用時期

令和9年度以後の年度分の固定資産税に適用されます。

2 ふるさと納税の健全な運営に向けた見直し

ふるさと納税について、高所得者の特例控除額が所得に応じて上限なく増える仕組みを改め、定額上限193万円（給与収入1億円相当で到達）が設けられます。

適用時期

令和9年寄附分から適用されます。

*このパンフレットは、令和7年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正大綱等に基づいています。今般の衆議院解散により、適用時期等に変更が生じる場合がありますので、今後の国会審議等にご留意ください。

特集

焼津・小川城の長谷川氏

焼津・小川城は古代からの陸の要衝の地である焼津市小川に構えられた平城です。現在の焼津の海岸線から約1km内陸に位置し、海運の拠点であった小川湊にも近く、海陸双方を押さえる位置に築られました。

西北約3kmには徳一色城(後の田中城)が位置しています。

小川城の大きさは、長辺150m、短辺80mの、ほぼ長方形の大きな堀に囲まれ、堀の幅は約15m、深さ約1.5mありました。

小川城主長谷川正宣(まさのぶ)は、1427年(永応34年)に焼津市坂本の地頭、加納義久の次男として生まれ、長谷川家の嫁婿となりました。

正宣は今川氏と関係を結び、1476年(文明8年)の今川義忠の死後に起きた今川の家督争いの際、義忠の正室北川殿が幼い龍王丸(後の今川氏親)を連れ、正宣を頼りに小川城に身を寄せたと言われています。

その後、龍王丸の叔父にあたる北条早雲が、正宣と組んで活躍し、龍王丸は今川家を相続することになりました。



小川城址

長谷川氏は正宣から元長(もとなが)、正長(まさなが)と続きました。

同氏は小川湊等の権益を押えており、廻船問屋からの運上金や、製塩業によるもの、また、旧東海道(古代は焼津を通っていた)の宿駅、『小川宿』の取り締まりの利益等で、大変裕福な暮らしをしていました。

また長谷川氏は文化人でもありました。正宣は今川家に仕えた連歌師の宗長と誼(よしみ)を通じ、正宣の没後、宗長は供養のために歌を詠みました。正宣の子元長も千句連歌の会を催すなど、優れた教養を身につけていた。また、小川城跡の発掘では、中国大陸所産の陶磁器や茶臼などの茶道具が見つかっており、今川家が駿河にもたらした当時の進んだ文化を、享受していたことが解ります。

高草山林叟院は正宣を開基とし焼津市坂本に所在の曹洞宗の志太地域の拠点寺院であります。元々は、現在の小川港に存在したが明応6年の地震で海底に沈みました。明応5年に旅の僧が小川港にあった林叟院に向かって、「ここにいると地震や津波でたいへんなことになるので山側に移転した方が良い」と告げられて、正宣が坂本に開基したものです。

境内には焼津市指定文化財の経蔵、鐘楼、宝篋印塔のほか本堂、開山堂、座禅堂、衆寮などの諸伽藍が配置されており、文明3年に創建されました。開山堂には当寺開山の賢仲繁哲師とともに、正宣がまつられ、境内には長谷川氏の子孫が江戸時代に建立した、正宣夫妻の墓碑があります。



高草山林叟院

正長は小川城の最後の城主でした。
1570年(永禄13年)武田信玄が、高草山地の日本坂を越えて焼津に侵攻しました。
この時、今川氏はすでに消滅していましたが、今川方として信玄と対峙しました。
信玄に小川城、徳一色城を共に落とされたあと、城を出た正長は西に向かい、徳川家康の指揮下に入りました。正長は三方ヶ原の合戦に参戦し、討死にしました。
その後、焼津の信香院に葬られました。



長谷山信香院

正長の次男宣次(のぶつぐ)は徳川家康に仕え、のち旗本になりました。宣次の子孫に長谷川平蔵宣以(のぶため)がいます。

平蔵は江戸時代の延享年間旗本長谷川宣雄の長男として生まれました。幼名は鍔三郎(てつさぶろう)といいかなり放蕩な生活を送っていました。同僚からはあまり評判が良くなかったようだが、部下や庶民からは大変人気がありました。

平蔵の業績には、『火付盗賊改方』のほか、松平定信も認めている『人足寄場』の創設があります。平蔵は寛政7年(1795年)に病気で死去しました。墓は東京都新宿区の戒行寺にあります。また焼津の信香院に墓石があります。
小説『鬼平犯科帳』(池波正太郎著)は実在の長谷川平蔵をモデルに執筆されました。

焼津おとな倶楽部案内人 小川 博

<第一 総論>

我が国経済は、物価上昇や国際情勢の不安定化、エネルギー・原材料価格の高止まり、人手不足の深刻化など、企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあります。とりわけ地域経済を支える中小企業においては、賃上げ要請やデジタル化・脱炭素対応への投資負担が増大する一方で、十分な収益確保が困難な状況が続いています。

こうした中、我が国経済の持続的成長を実現するためには、企業が将来に向けた前向きな投資と雇用の安定・拡大に安心して取り組める環境を整備することが不可欠です。そのためには、公平・中立・簡素という税制の基本原則を堅持しつつ、地域経済の実情を踏まえた実効性の高い税制措置が求められます。

特に中小企業は、地域に密着した雇用の受け皿であり、技術・伝統・サービスを支える重要な存在です。中小企業の活力なくして地域経済の発展はなく、ひいては我が国経済の発展はなく、我が国全体の成長も望めません。税制は単なる財源確保の手段にとどまらず、企業の成長と挑戦を後押しする政策ツールとして機能すべきです。

このような認識のもと、以下の通り税制改正要望を致してまいります。

令和9年度の具体的税制改正要望としましては、1. 法人の税負担のあり方として、中小企業の活性化に資する税制措置等、および担税力の弱い中小企業への更なる配慮を要望します。2. 所得課税のあり方としては、制度改正の効果や事務負担等の影響を見据えながら、広く、薄く、公平な税制を実現すべきと考えます。また、高齢化社会に備えた税制として、公的年金課税制度および年金課税制度の改善を要望します。3. 相続・贈与税のあり方としては、相続税の課税強化を見直すとともに、暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直しを要望します。4. 地方税制のあり方としては、引き続き固定資産税の評価方法や課税方式の見直しを中心に求めています。5. 消費税のあり方としては、将来的に「給付付き税額控除制度」が導入された場合、「軽減税率制度」や「インボイス制度」の扱いについても検討すべきと考えます。6. マイナンバー制度の運用につきましては、カード利用の利便性を高め、カードを利用した場合に、なんらかのインセンティブが継続的に与えられるよう要望します。

<第二 基本事項>

1. 法人の税負担のあり方

(1) 中小企業に対する課税ベース拡大に反対（外形標準課税）

法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して法人事業税の外形標準課税の適用等がないように十分な配慮を強く要望する。

(2) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率15%への特例が令和9年3月31日まで延長されたが、これを恒久的な引き下げとし本則化することを要望する。

(3) 同族会社の留保金課税について

「同族会社の留保金課税」は、資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、この「資本金1億円以下の企業」という定義を崩すことのないよう強く要望する。

(4) 交際費課税の損金算入

交際費の中小企業に係る損金算入の特例は、本則に戻すべきである。

そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、企業規模にかかわらず原則損金算入とすべきである。

(5) 減価償却制度の改善

a. 益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。

ただし、取得当初の負担が重くなる定額法への一本化には断固反対する。

また、建物・建物付属設備・構築物の定額法への一本化については、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

b. 昨今のインフレ状況を鑑み、令和8年税制改正大綱では取得価額40万円未満の資産として10万円引き上げられたが、取得価額50万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘わらず、一時の損金算入とするとともに、損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止し、制度を本則化することを強く要望する。

(6) 役員報酬の取り扱い

a. 役員報酬は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員報酬の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員報酬は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

b. 業績悪化改定事由により役員報酬を減額した後増額した場合の原則損金算入

物価高騰などにより、業績に苦しむ企業が多数あることから業績悪化改定事由により役員報酬を減額改定した後、

経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻した場合、その増加部分について原則損金算入できよう見直すべきである。

(7)自然災害等に備えた税制の拡充

中小企業における災害に対する事前対策のための設備について、特別償却が可能となったが、更にすべての企業につき即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

(8)寄附金の損金算入限度について

a. 寄附金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄附金の認可条件を緩和するとともに、一般寄附金の非課税枠の拡大を求める。

また、少額な寄附金（3万円以下）は全額損金として認めること。

b. 特定公益団体に対する寄附金は一般寄附と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄附金は、指定寄附金と同様な取扱いとすること。

また、企業が関わる寄附金は重要な支援であるため、一般寄附金の非課税枠の拡大を強く求める。

(9)受取配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額益金不算入とすべきである。

(10)中小企業に対する研究開発税制の見直し

税制改正により、「研究開発税制等の見直し」がなされたが、主に大企業のための施策であり、租税特別措置全般の見直しを行い、中小企業で活用できメリットを享受できるような、簡素な制度への見直しを要望する。

(11)中小企業の設備投資税制

令和7年度税制改正により中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、新たな設備が追加された。これにより設備等を取得した場合、即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除の適用が可能となったが、対象となる設備は取得価格が30万円以上のものなど「一定規模以上のもの」の要件の撤廃と、適用期限の延長を要望する。

(12)オープンイノベーション促進税制の拡充について

オープンイノベーションの促進に係る税制は、重要度の高い税制ではあるものの、より使い勝手の良い税制に改正する必要性があり、利用者の要望に早期に検討・対応されるべきである。

(13)欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円以下の中小企業者が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、繰戻し期間の無期限化を要望する。

2. 所得課税のあり方

(1)課税最低限

国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引き下げるとともに、" 広く、薄く、公平な " 税制を実現すべきと考える。

これにより現行に比べ不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

(2)上場株式等有価証券課税の見直し

現行の「上場株式に係る配当所得」「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得」等については大口株主を除き分離課税とされている。この分離課税の所得税率は、復興特別税を含めて一律に15.315%であり、給与所得等の所得税最高税率45%に比べ低く、分離課税適用の高額所得者にとって有利な制度となっている。税負担の歪みや不公正な是正の観点からも、高額なものに対しては、一律の税率を定額に応じた段階的な税率とし、将来的には総合課税化しよう要望する。

(3)少子化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a. 一時的な給付ではなく、安定的な子育て支援控除制度の創設を要望する。

また、将来的には少子化に歯止めをかけるために「N分N乗方式」等を含め検討が必要であり、大胆な税制上の施策を強く要望する。

b. 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。

c. 所得税における未婚のひとり親への控除又は寡婦控除は、令和2年改正で見直されているものの、支援措置が十分とは言えないため、所得税の非課税措置を設けるべきである。

(4)高齢化社会に備えた税制（公的年金課税制度の改善）

- a. 公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の進展に伴い要介護の高齢者等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。
反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。
特に高額な410万円を超える公的年金受給者に対する控除額は130万円を上限とするよう要望する。
- b. 給与所得と同額にまで控除額を減らしたとしても、年金受給者兼給与所得者にあつては、双方の控除が可能となる。これは給与のみの場合と比べ公平な負担とは言えない。公的年金を給与とみなすのが困難であれば、それぞれの控除を廃止して、合算後に控除すべきである。
- c. 年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮すべきである。
- d. 年金制度改革により支給停止制度を止め、年金所得と給与所得を合算して課税所得として取り扱う事を提案する。低所得者対策は全体の所得や保有資産等、置かれている状況を考慮して全体から控除する税制の検討を要望する。
- e. 支給停止制度ができない間は、停止した分を公的機関への寄付などと同様な控除制度を盛り込む事を要望する。
- f. 遺族年金は遺族の生活のために非課税所得になっているが、65歳以上の老齢厚生年金の人と不公平感がある。
65歳以上で受給する遺族年金は課税所得にすることも必要である。

(5)住宅関連税制の改善（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）

住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせるよう要望する。また、居住している住宅の特定のリフォームを行った場合も住宅ローン控除の対象になるが、内容に関係なく住宅ローン控除を認めるよう要望する。

(6)復興特別所得税について

25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。
また“復興”とは結びつかない用途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(7)災害により生じた雑損失の金額の繰越控除期間を7年に延長することを要望する。

(8)所得税の再分配効果をもっと高めるため、「所得控除」ではなく「税額控除」制度を採用した抜本的な改革を求める。

(9)事業用不動産の譲渡損失について

確定申告を行う事業者について、業務用不動産に係る譲渡損失があるときは、これを他の各所得の金額から控除（損益通算）できるように要望する。

(10)金の売却時控除額について

現在は購入時の金額等が証明できない時は、売却時の5%がみなし購入費用として控除できることとなっているが、直近10年間の最安値などと改めるよう要望する。額から控除（損益通算）できるように要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

(1)相続税の課税強化の見直し

基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、従前の5,000万円プラス一人当たり1,000万円×法定相続人数の水準までに戻すことを要望する。

(2)事業承継税制の法制化

事業承継税制については、事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。
また、特例措置の「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月末までに延長されているが、特例措置の適用期限である10年までに延長すること。
さらに、円滑な事業承継は中小企業にとって永続的な課題であることを踏まえ、特例措置の期限後の令和10年1月以降、事業承継税制一般措置について、次のように拡充を求める。

- a. 対象株式の拡大
- b. 納税猶予割合の拡大
- c. 後継者の人数の拡大

(3)非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考える。

この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

特に非上場株式の評価については、事業承継の観点と流動性が低いことから株式評価を低減するよう求める。

(4)相続時精算課税制度について

令和5年度税制改正において、相続時精算課税制度に新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、特別控除2,500万円の対象外となった。

この改正は、事業承継において相続時精算課税制度を利用するメリットとなり、大いに評価するものである。ただ、特別控除の非課税枠は引き上げるよう要望する。

また、本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時があるいは採用した時のいずれか評価の低い方を選択適用できるように要望する。

(5)暦年課税における相続前贈与の加算期間の短縮

我が国では、過去3年の累積贈与額と相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっていて、この累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となっている。これが、令和5年度税制改正において、令和6年1月1日以後の贈与については段階的にではあるが、7年に延長された。

今後、我が国の死亡数は増加傾向にあるとの推計が出ており、相続税の申告件数も増加することが予測されている中において、累積期間をいさらに延長することは、相続税の申告事務を複雑化させ適正な申告及び納税に大きな影響を及ぼしかねないため、この制度は即刻廃止すべきであり、少なくともその累積期間の短縮を強く要望する。

(6)住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置について

「直系尊属からの住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」が実施されたが、本制度は住宅取得を計画する対象者において貴重な非課税措置であり、制度の恒久化と非課税制度額の増額を要望する。

(7)相続時の株式等評価について

株式の評価は3通りほどあるが、実際に売却する際に含み益がある場合にはその益金に課税される。これは現金の相続と比べ不利な状態である。よって相続評価で売却した場合の手取り額を株式の評価と改めることを要望する。

4. 地方税制のあり方

(1)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。

更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(2)償却資産に関わる固定資産税の廃止

償却資産の固定資産税を廃止すべきである。

廃止するまでの間、法人税制と地方税制との乖離をなくすことを要望する。

少なくとも、30万円未満のものについては、法人税では一括償却できるため、償却資産税（地方税）をかけない制度とし税制全体をシンプルで統一性のあるものとすべきである。また、償却額については1円まで償却できるように、国税の基準と同様の仕組みとすることを要望する。

(3)固定資産税の見直し

a. 法人税の減価償却方法とは別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。

b. 固定資産税の税率を引き下げ、標準税率を1%程度とするとともに、固定資産税の税率を現在は再建築価格を3年に1回算定していて、残存償却率も3年ごとにしか変わらない。シンプルに購入価格を基準とし、償却率も毎年見直すことを提案したい。

なお、評価法を改めるまでは、減価償却の掛け率など経過年数評価を毎年見直すよう要望する。

c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。

よって、評価方法を収益還元価格等で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。

d. 新築住宅に係る固定資産税は、新築後の一定期間、家屋の固定資産税が2分の1となる特例が令和8年3月31日まで延長されたが、同制度の恒久適用化を要望する。

更に、昨今問題視されている空き家問題にも対応できるよう中古住宅の利用促進のために、一定要件を満たした中古住宅にも適用化を要望する。

- e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。
また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。
- f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。
- g. 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置
都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるのにもかかわらず固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。
- h. 耐震改修促進税制については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、更に利用し易い制度に改善することを要望する。
- i. 国税で少額減価償却資産として処理したものは非課税とすること。
- j. 現在建物の固定資産評価は3年ごとに見直しとなっているが、評価率だけは毎年見直しすることとする。

(4) 地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となる。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税収確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

いかなる場合であっても、資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

(5) 地方税体系の簡素化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。また、徴税・納税手続きの効率化のため、国税との一本化についても検討することを要望する。

(6) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震（津波）対策に限定すべきである。

更に、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(7) 自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されたが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

(8) 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴税技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

(9) 法定外目的税及び超過課税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとはいえず、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならない。

よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

また、住民税・事業税等で行われている超過課税についても安易な導入を避け、地震対策等への限定を法令に明記することを要望する。

(10) 電子申告納税制度の利便性の充実

電子申告納税制度は、導入後、国税においては利用が進んできている。地方税においても、電子申告納税推進に向け、国税で電子申告を利用した場合に、地方税の電子申告データとしての利用を可能とするなどの利便性の充実に要望する。

また国税のe-Taxと地方税のeLTAXの統合や、法人を識別する番号を法人番号へ一本化するなど、ロードマップを作成し、計画的に電子申告納税制度の拡充を図られることを要望する。

(11)ふるさと納税制度の運用の改善

ふるさと納税制度による寄附先を、個人が成人するまでに生誕し居住した都道府県及び市町村に限定するか、その場合に有利となるようふるさと納税制度の運用の改善を要望する。

(12)自動車関係諸税

自動車の環境性能の向上と、今後のEV化の進展に向け自動車税制全般を簡素化・負担軽減化の観点から見直すとともに、道路整備等の受益と税負担の関係の再構築を図り、新たなモビリティ社会に向けた税体系とするよう要望する。

5. 消費税制のあり方

(1)消費税について

消費税率10%の引き上げに伴い導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担などの問題も多く、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証することを要望する。

(2)インボイス制度の導入について

インボイス方式への切り替えが実施されてきたが、企業にとっては、インボイス導入により区分経理処理など事務的な負担、また新たな事務機器等の導入、システム変更などによる金銭面での負担が増加している。

負担軽減のための新たな対策を強く要望する。

更に免税事業者から課税事業者に転換した場合に利用できる「2割特例（インボイス制度に伴う特例）」は令和8年9月までとなっており、以後の会計処理負担、納税負担が大きくなる可能性が高いため期限の延長もしくは新たな対策を要望する。

(3)住宅取得の際の適用について

一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は住宅に関する税制上の支援措置が講じられるが、限定的な措置であり、恒久的な制度とすることを強く要望する。

(4)消費税の滞納防止について

消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることを強く要望する。

(5)簡易課税制度のみなし仕入率について

簡易課税制度は中小事業者の事務負担を軽減する目的で措置されたものであるが、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回っており益税が発生している。公平性の観点から、仕入率を実際の課税仕入率の水準に近づけるよう要望する。

6. 印紙税の廃止

印紙税は廃止すべきと考える。

とくに、文書課税は即刻廃止することを要望する。

7. 環境税のあり方

令和6年度から森林整備や森林保護の財源として導入された森林環境税だが、既に独自に導入している多くの自治体にとっては、地方税にも同じく森林保全に関する独自課税があり、二重課税にならないよう要望する。

また、森林環境譲与税は、譲与基準の一部見直しが行われたが、整合性と使いみちや目的についてはまだまだ満足のものではない。更なる見直しを強く要望する。

8. マイナンバー制度の運用

カードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

(1)カードを利用した場合の利便性及びメリットを拡充し、広く周知すること。

(2)マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。

(3)導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。

9. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、近年、時価会計や税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の乖離是正の観点から、国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令を早期に改定するよう強

＜要望する。＞

＜第三 個別事項＞

1. 法人税

(1)交際費について、次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。
- b. 定額を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。

(2)引当金の損金算入について

役員及び従業員の退職給与引当金及び賞与引当金について、損金算入の復活を要望する。

(3)資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引き上げるとともに、限度額を300万円に引き上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。
現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入を認めること。
- c. 災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨いだ場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、経費計上ができるようにすること。

(4)減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例の改正等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアの取得または更新費用等は、その償却期間を5年から3年にすること。また、100万円以下のものについては、一時の経費として損金算入を認めること。
- c. 減価償却資産の取得価格は購入先に支払った代金・購入手数料のみとし、引取運賃、荷役費、運送保険料等は含まないものとする。

(5)貸倒損失の損金処理できる特例について

貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(6)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。よって、加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(7)リサイクル料の損金算入を支出時に認めること。

(8)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%以下に引き下げること。

(9)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(10)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。

(11)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(12)事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。

(13)欠損金の繰戻し期間については前1年を前3年にわたり認めること。

(14)適用額明細書の廃止

適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

(15)繰延消費税の全額即時償却

控除対象外消費税のうち一つの資産に係る金額が20万円以上となるものは、繰延消費税として資産計上し、5年間にわたって償却しなければならないが、事務負担の軽減のために、即時償却することを要望する。

(16)賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制は、従業員の賃金等の総支給額が前年度よりも増加している事が適用要件ではあるが、従業員が減少した場合など一人当たりの賃金等の総額が増加している場合にも適用出来るように見直しを要望する。

また、従業員の訓練費用増加による上乗せ要件は、研修に参加するための費用に交通費・必要宿泊費の加算を認めるように要望する。

(17)会社立て直しのために債権放棄を受けた場合、「債務免除益」という経済的な利益を得たことになり、課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(18)法人税が一度課されている内部留保（利益剰余金）に対しては、課税されないことを要望する。

2. 所得税

(1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する

- a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。令和7年度改正により基礎控除額58万円に引き上げられさらに令和8年税制改正大綱では62万円に引き上げるとされているが、生活保護給付等と比較してまだまだ低すぎるので更に増額すべきである。
- b. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。
- c. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円（現行10万円）とすること。また、医療費控除の最高限度額を300万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。さらに、予防接種の費用を医療費控除の対象に含めること。
- d. 個人年金保険料控除については、年60万円までとするよう要望する。
- e. 結婚・出産への支援
少子高齢化が深刻化する中で、若者が希望する年齢で結婚できるような環境を作れるよう、例えば、結婚後5年間は所得税を非課税とすることなど、税制面から支援する制度の導入を強く要望する。
- f. 現状、介護保険法の要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象とならないことから、在宅介護における負担軽減及び認定手続きの負担軽減を目的として、介護保険法の要介護3以上の認定を受けた者についても特別障害者の対象とするよう要望する。
- g. 所得税法においては給与所得者に対し特定支出の控除の特例（所得税法第57条の二）が認められているが、その範囲は「職務に直接必要な技術や知識、資格の取得費用」として給与支払者の認めたものに限定されている。転職を前提とした教育の支出に対応するものが無いため、同支出についても給与所得者の特定支出の控除の特例に加えることを要望する。

(2)給与所得者の申告について次を要望する。

- a. 令和4年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」に加え、「総資産10億円以上」に該当する者も財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。
- b. 主たる給与以外の確定申告不要の所得限度額を現行の20万円以下から40万円以下に引き上げること。

(3)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。

(4)源泉所得税に関する事項として次を要望する。

- a. 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。
- b. 所得税法204条1項2号に掲げる報酬又は料金については、小規模事業者の場合、納税事務負担の軽減目的で、所得税法216条により納期の特例の適用対象とされている。所得税法204条1項1号に掲げる報酬又は料金についても、同条同項2号の報酬又は料金と発生の頻度や金額等の多寡等が類似していると考えられるため、同様に納期の特例の対象とすること。

(5)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

- a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引き上げること。
更に、低未利用土地の譲渡に限定することなく100万円の特別控除を復活すること。
- b. 相続した土地・建物等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を取得額とすること。
- c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引き上げること。
- d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引き上げること。
- e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。
- f. 個人事業所得等の損失の補填を目的として生じた経営者個人の土地、建物等の譲渡所得と、事業所得等の損失との損

益通算を認めるよう要望する。

- g. 離婚に伴う不動産の財産分与及び、慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税（みなしを含む）を行わないこと。
- h. 低未利用地の譲渡にかかる特例措置として、譲渡所得から100万円を控除する制度が令和10年12月31日まで延長となり、譲渡対価要件が、500万円以下から800万円以下に引き上げられているが、更に1,500万円以下まで引き上げることを要望する。

(6) 譲渡損失の損益通算及び繰越控除

土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。

また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにするとともに、3年間の繰越控除の期間を法人の欠損金繰越控除期間相当に延長することを要望する。

また、土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の繰越控除も認めることを要望する。

(7) 不動産所得の負債利子の損益通算の復活を要望する。

(8) 非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。

(9) 通勤手当の非課税限度額が交通機関を利用した場合に比べ、マイカー・自転車通勤者の限度額が低い。令和7年4月1日以降の通勤距離による限度額は改正されたものの、交通機関を利用した通勤が困難で自動車の利用が合理的な地域もあるため、交通機関利用相当の非課税限度額を認めるようにすること。

(10) 貯蓄から投資への流れを促進するため、上場株式等に係る譲渡損失について、現行3年間の繰越控除が認められているが、これを5年間に延長すること。

(11) 災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること。

(12) 使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。

- a. 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引き上げること。
- b. 深夜勤務に対する食事代負担額の非課税基準を令和8年度税制改正大綱では300円以下から650円以下に引き上げられたもののこれを1,000円に引き上げること。

(13) 年の途中で死亡した人の場合は、相続人が相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に生前所得の申告と納税をしなければならないが、相続人が被相続人と同居していない場合（遠隔地に居住していればなおさら）、短期間に相続財産や被相続人の生前所得等を把握することは困難なことが多く、相続財産を確定させる段階で被相続人の生前所得が明らかになることも多い。したがって、所得税の準確定申告書の提出期限を相続税の申告書提出期限まで延長することを要望する。

(14) 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（譲渡所得に対応する相続税額の加算）の適用条件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となっているが、これを5年以内に延長すること。

3. 相続税・贈与税

(1) 婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。

ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらが多い金額を控除できることとする。

(2) 居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3) 相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4) 法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、年60万円に引き上げること。

また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円まで引き上げること。

(5) 法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税限度額を、現行の500万円を1,000万円に引き上げること。

(6) 非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

- a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大

すること。

- b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。
- c. 非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。
- d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。

(7)相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。

(8)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に引き上げること。

また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できるとし、適用回数の制限は設けないこと。また、婚姻期間20年以上の夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(9)夫婦間贈与をした物件が、贈与を受けた配偶者の死亡により元の持ち主に戻る場合は、相続税の対象財産から除外すること。

(10)納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すること。

(11)相続により取得した上場株式および不動産の売却時の取得価格については、相続により取得した時の価格をベースとするべきである。

4. 地方税

(1)法人・個人住民税について次を要望する。

- a. 住民税は国税の付加税として一本化すること。
- b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。
- c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。
- d. 非上場株式の少額配当は、所得税では申告不要制度を選択できるが、個人住民税では申告を要する。所得税と個人住民税における差異を解消し、個人住民税においても申告不要制度を選択できるよう措置を講ずること。
- e. 個人住民税が毎年1月1日を賦課期日としていることから、賦課期日前に出国した個人において出国前に不動産や株式等の譲渡所得が生じた場合、担税力があるにもかかわらず住民税が課税されないという不公平が生じることになる。当該不公平を解消するような措置を講ずること。
- f. 一箇所からのみ給与を得ている所得者でその給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、所得税においては申告不要とされていることと同様に住民税も申告不要とするべきである。

(2)減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。

(3)課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物件等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時、縦覧できるようにすること。

(4)固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して、基礎控除額を土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

(5)法人の償却資産申告期限の改正等

償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とすること。

なお、当該措置を講ずるまでは、12月決算法人の申告期限を2月まで延長すること。

(6)地方税においては欠損金の繰戻し制度がないことから、法人事業税の所得割及び法人住民税の法人税割については、欠損金の繰戻し制度を創設すること。

(7)入湯税・宿泊税については、使用を目的以外に使わないこと。また、税額を安易に上げないこと。

(8)空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正等、空き家対策が進められているが、住宅用地特例が受けられなくなっている空き家の撤去や整地を行った際に、撤去・整地を行った年の前年に遡って前年・当年の2年間住宅用地特例を適用できるものとして、既納付分の差額の還付申請を可能とする等、税制面でも空き家の撤去がしやすい環境を整備すること。

(9)企業版ふるさと納税は令和7年度税制改正において3年間延長されたが、地域の活性化のため、対象となる地域再生計画

の範囲を拡充した上で恒久化することを要望する。

5. 消費税

- (1)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。
- (2)簡易課税の選択については、現行の期限（課税期間の開始日の前日）までにその判断を適切に行うことが困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長すること。
- (3)年税額ごとに決められている消費税の納付回数の細分化を選択できるよう要望する。

6. 印紙税等

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

- (1)売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引き上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引き上げること。
- (2)消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、一律200円にすること。
- (3)継続的な取引の基本となる契約書（第7号文書）に関しては、非課税（現行4,000円）とすること。
- (4)法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。
- (5)「不動産の譲渡に関する契約書」および、「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置を、恒久的な措置とするよう要望する。
- (6)請負に関する契約書（第2号文書）のうち軽減税率の対象となる請負契約に、建設工事に該当しない建物の設計、機械の保守、船舶の建造または家具・機械等の製作等のみを定める請負契約書についても対象とすること。

以上

しずおか焼津信用金庫 相談プラザのご案内

しずおか焼津信用金庫では、多種多様なお客さまの課題に対して、自金庫や提携いただいている外部機関、専門家の皆さまと協力し、解決に向けて取り組んでおります。また、各相談プラザでは、創業や各種補助金、販路開拓、海外進出など、企業のライフステージに応じた適切な経営サポートの他、相続や年金、法律・税務、各種ローンといった、個人のお客さまからのよろず相談にも対応します。



静岡相談プラザ

0120-801-550

TEL.054-270-8011 FAX.054-255-3211
✉support@shizuokayaizu-shinkin.co.jp

しずおか焼津信用金庫
お客様サポート部内
〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目23番6号
営業時間/月～金(祝日は除く) 9:00～17:00



焼津相談プラザ

0120-812-115

TEL.054-629-1195 FAX.054-620-9920
✉hongyo@shizuokayaizu-shinkin.co.jp

しずおか焼津信用金庫
まるせい営業部 中央出張所内
〒425-0022 焼津市本町4丁目10番28号
営業時間/月～金(祝日は除く) 9:00～17:00



藤枝相談プラザ

0120-812-114

TEL.054-641-1510 FAX.054-641-1688
✉f-plaza@shizuokayaizu-shinkin.co.jp

しずおか焼津信用金庫
藤枝駅支店 志太出張所内
〒426-0071 藤枝市志太4丁目1番5号
営業時間/月～金(祝日は除く) 9:00～17:00



地域の未来によりそう
しずおか焼津信用金庫



2025年7月1日現在

国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続



インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。※体験できる機能は一部のみ



源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーはこちら

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



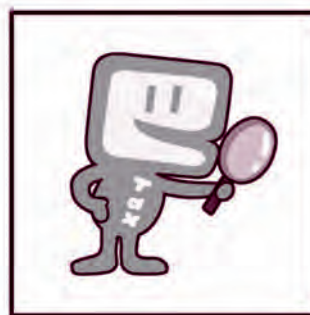
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しください。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

国税庁

法人番号 7000012050002

国税の
ダイレクト納付が
さらに便利に

自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

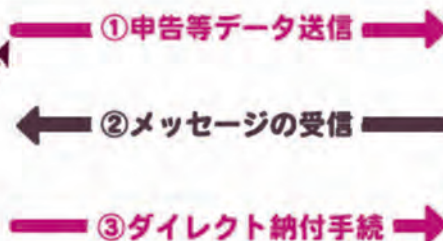
※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おススメ!

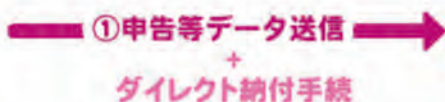
源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



自動ダイレクトを利用すると…



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	所轄税務署
添付書類	なし
提出年月日	令和6年5月27日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは①
災害等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

☒ 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

申告と納付手続が同時に完了!!



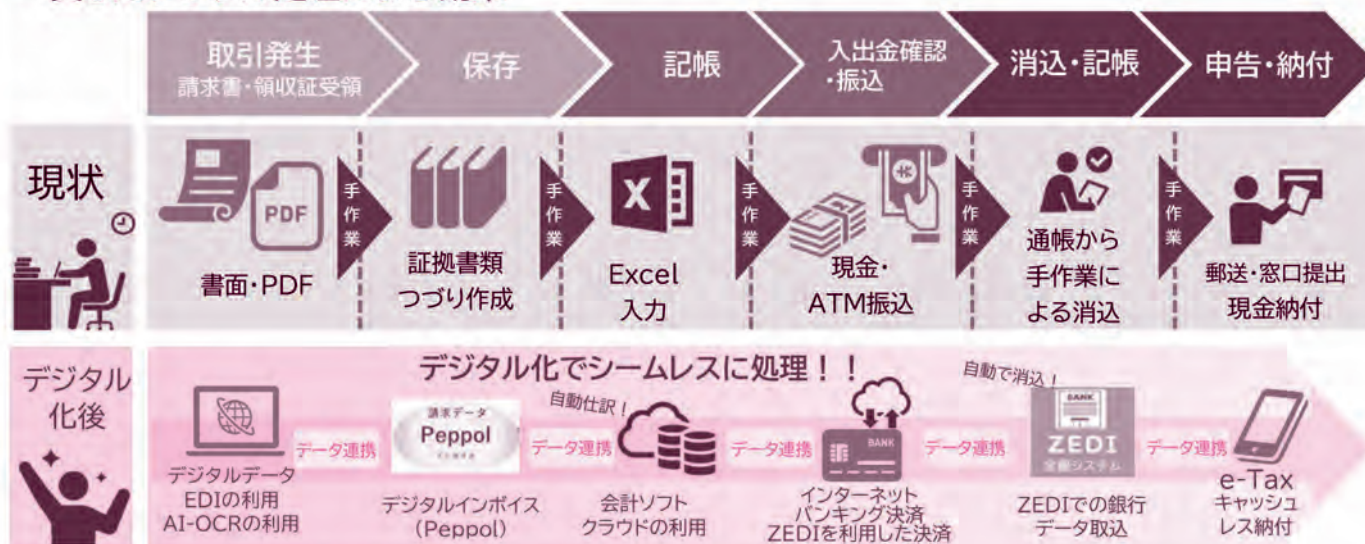
バックオフィス業務の改善を
お考えの事業者の皆さん！

その業務、まだ手作業ですか？

デジタル化で 今こそ効率UP!!

経済取引から会計・税務まで 一貫したデジタル処理 による正確性向上・業務効率化！

一貫したデジタル処理による効果



会計・経理業務のデジタル化に当たっては、まず会計ソフトの導入から始めましょう。
クラウド会計ソフトなら、インターネットバンキングから入出金情報を取り込んだり、請求書等の証ひょうをスマートフォンやスキャナーで読み取って、自動で仕訳まで行うなどデータ連携させることが可能となります。

経済取引から会計・税務までデジタル化することができれば、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。

国税庁事業者のデジタル化促進
HPはこちら ▶



名古屋国税局(令和8年2月)

どこまでデジタル化に
対応していますか？

今すぐ裏面をチェック！👉

どこまでデジタル化に対応していますか？ QRコードを読み込んで導入検討を！

☒ 受注・発注業務がデジタル化されていますか？

EDIによる事業者間の情報のやりとり



☒ 請求書等の作成業務がデジタル化されていますか？

日々の業務におけるデジタル化のメリット



☒ デジタルインボイスやPeppolをご存知ですか？

Peppol(ペポル)
EIPAデジタルインボイス推進協議会



☒ 全銀EDIを活用した支払を行っていますか？

全銀EDI(ZEDI)
(一社)全国銀行協会



☒ 電子帳簿保存法に対応した帳簿等の保存を行っていますか？

電子帳簿保存法



☒ 年末調整を電子化していますか？

年末調整の電子化



☒ デジタル化・AI導入補助金をご存知ですか？

デジタル化・AI導入
補助金2026



☒ 税務申告はe-Taxを利用していますか？

e-Taxホームページ



デジタル化に向け 支援機関の積極的な活用がカギ！

中小事業者においてデジタル化は、独力では困難なケースも多く、支援機関である商工会・商工会議所、青色申告会、ITベンダー、税理士、経営相談所(よろず支援拠点等)等の専門的知見を活用することが重要です。



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

中小事業者の成長を中長期的な目線で見守り続ける地域の支援機関を活用し、デジタルツールの導入により効率的な事務処理を行い、デジタル化のメリットを享受するなど成功体験を蓄積し、更にデジタル化を推進していきましょう。

支援機関等の連絡先一覧はこちら

・商工会・商工会議所
・よろず支援拠点
・IT経営サポートセンター等





静岡県から県税のお知らせ



静岡県税の納付は キャッシュレス納税で 簡単！便利！安心！



静岡県×金融機関×市町で
キャッシュレス納付を推進中！
静岡県では、官民一体となって、
県民の利便性向上と行政効率化
を目指しています。



いいこと
いっぱい！



静岡県キャッシュレス納付推進サイト
<https://www.cashless-shizuoka.jp/>

キャッシュレス納税とは！

- ☑スマートフォンやパソコンで会社や自宅から納付ができて便利！
- ☑支払方法はいろいろ！現金不要で安心！
- ☑静岡県税すべての税目が対象！
- ☑申告から納付までオンラインで完結！



時間コスト
削減に！

ダイレクト納付

- ・eL-TAXで事前に届出した預金
口座から引き落としにより納付
- ・納付忘れがなく安心

クレジットカード

- ・365日24時間いつでも納付
- ・カードのポイント付与あり
- ・決済手数料がかかります

Pay-easy（ペイジー）

- ・ペイジー番号によりATM等で
即時納付

スマホ決済アプリ

- ・QRコード（eL-QR）読み取りで
簡単納付

インターネットバンキング

- ・銀行窓口に行かずに納付

★納付書のeLマークをチェック！

地方税お支払いサイトやスマホ決済アプリ
が利用できます。

地方税お支払サイト
（利用者向けHP）



【お問い合わせ先】

静岡県静岡財務事務所管理課 TEL 054-286-9120（12時～13時を除く）

QRコードは商標デンソーウェーブの登録商標です

税理士は企業や個人を 専門家としてサポートします

税務代理・税務書類作成

法人税・消費税・所得税・相続税等の
申告書作成 各種届出書の作成
e-Tax代理送信 税務調査立ち会い

税務相談・経営相談

事業計画作成や資金繰り相談
その他経営相談 事業引継の相談
相続税や贈与税の税務相談や
事前シミュレーション

社会貢献活動

外部監査人・登録政治資金監査人・成年後見人として活躍
学校や団体で開催される租税教室での講師



税理士をお探しのときは
ここから探して
みましょう



日本税理士会連合会
ウェブサイト



東海税理士会藤枝支部 事務局
焼津市焼津4丁目15番24号
(焼津商工会議所会館内)

藤枝支部
ウェブサイト



税理士による無料税務相談

毎週月水金 午後 1:30～4:00

予約制ですので 054-628-2250 へお電話ください

(令和8年1月15日～7月16日)

全法連・東海法連・静岡県連



1月28日 (一社)静岡県法人会連合会「第55回運営研究会」 [会場] ホテルアソシア静岡



3月6日 東海法人会連合会「第80回東海大会」 [会場] ホテルグランヒルズ静岡



5月19日 (一社)静岡県法人会連合会 青年部会・女性部会連絡協議会「第14回定時総会」
[会場] グランディエールブケーカイ



6月17日 東海法人会連合会 青年部会連絡協議会「第35回定時総会」 [会場] 都ホテル岐阜長良川



6月23日 (一社)静岡県法人会連合会「14回定時総会」〔会場〕ホテルグランヒルズ静岡



本 会



1月15日 新春講演会 〔会場〕ホテルアンピア松風閣
演題 「笑いの向こうに明日が見える」 講師 / 落語家 柳亭燕路 氏



1月21日 税務講習会 〔会場〕藤枝市民会館
テーマ 「会社の決算と申告の実務」 講師 / 東海税理士会藤枝支部 税理士 榊原巧 氏



2月17日 税務講習会 〔会場〕藤枝市民会館
テーマ 「税務調査の心構え・注意点」 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 深澤定 氏



4月16日 新入及び社員研修講座 [会場] 藤枝市民会館
 <第一部>テーマ 「社員の心得」 講師 / (株)フィールドデザイン 代表取締役 中山佳子 氏
 <第二部>テーマ 「社会人と税」 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 武田裕一 氏



5月11日 新設法人説明会 [会場] 藤枝市民会館
 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 深澤定 氏



6月9日 記念講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣
 演題 「アメリカ政治外交の現在と世界、そして日本」
 講師 / 上智大学総合グローバル学部 教授 前嶋和弘 氏



6月16日 税務講習会 [会場] 藤枝市民会館
 テーマ 「ここが変わる！令和8年度税制改正」 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 深澤定 氏



7月16日 営業セミナー [会場] 藤枝市民会館
 テーマ 「営業トーク術セミナー」 講師 / エムシー・プレゼンラボ 代表 田中杏奈 氏

青年部会



1月20日 新春講演会 [会場] 小杉苑
演題 「伝統を受け継ぎ、人を育て、未来を作る 神棚企業の挑戦」 講師 / (株)静岡木工 代表取締役 杉本直子 氏



5月14日 記念講演会 [会場] 小杉苑
演題 「東日本大震災を経験して」 講師 / 航空自衛隊 第11飛行教育団司令兼静浜基地司令 1等空佐 宮川知己 氏



6月19日 税金教室 [会場] 焼津商工会議所
テーマ 「税金との付き合い方」 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 武田裕一 氏

女性部会



1月27日 新春講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣
演題 「落語で学ぶ相続・事業承継」 講師 / 行政書士きざぎ法務オフィス 代表 木崎海洋(こころ亭久茶)氏



2月2日 税金教室 [会場] 藤枝市民会館

テーマ 「査察制度について」 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 武田裕一 氏



4月18日 社会貢献活動「藤まつりにて税のPR活動」 [会場] 藤枝蓮華寺池公園



5月13日 記念講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣

演題 「腸のちょうええ話」 講師 / 東京慈恵会医科大学附属病院栄養部 管理栄養士 赤石定典 氏

新入会員紹介

～ご入会ありがとうございました～

入会日 / 令和7年12月20日～令和8年7月10日

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
-------	-------	-------

藤枝地区

(株) 静岡開発	藤枝市本町3丁目5-13	静清信用金庫 藤枝支店
(株) 樹	藤枝市志太2丁目16-5	(株) マコア(AIG代理店)
(株) モリシン工業	藤枝市高柳3丁目19-6	静岡銀行 焼津支店
ことのわオフィス (株)	藤枝市岡部町村良361-2	事務局
(株) SOSHII	藤枝市青木1丁目2-26	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(株) ワタナベ工業	藤枝市志太688-3	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(株) セとや邑	藤枝市本郷5172	事務局
RIYAc (株)	藤枝市青木1丁目17-18	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(株) 法理舎	藤枝市高柳2丁目7-27	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(株) 狩野建設	藤枝市清里2丁目11-8	(株) FREEDOM FUTURE(AIG代理店)

焼津地区

(株) はぎわら	焼津市惣右衛門79-4	静清信用金庫 石津支店
(株) カワサキ	焼津市八楠69-1	静清信用金庫 焼津支店
(株) Mago	焼津市焼津5丁目11-26	静清信用金庫 焼津支店
寿々久 (株)	焼津市焼津3丁目5-31	静岡銀行 焼津支店
(株) GOAT BROS	焼津市五ヶ堀之内318-1	しずおか焼津信用金庫 大住支店
(株) アウラ	焼津市五ヶ堀之内1644-1	ジェイアイシーセントラル(株)(AIG代理店)
(株) エネルギーソリューション	焼津市吉永1936	事務局
(株) 中野工業	焼津市駅北2丁目17-1	(株) ファインズ(AIG代理店)
(株) JYD FOOD CONSULTING	焼津市大島914-2	しずおか焼津信用金庫 道原支店
(株) いけのサービス	焼津市大村2丁目28-21	しずおか焼津信用金庫 焼津北支店

賛助会員

(株) ボンピリカ	藤枝市本町2丁目6-3	しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店
-----------	-------------	-------------------



見通しのきかない未来に、 堅実で柔軟な安心を。

特長1

増やす

将来に向けた資金を着実に増やすことができます。
一定期間経過した後に解約した場合、解約払戻金はお支払いいただいた保険料より多く受け取れます。



保険料払込期間中の解約払戻金は、ほとんどの場合、既払込保険料を下回ります
(ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります)。

特長2

選んで 備える

将来、介護・死亡・医療・年金の保障を選んで備えることができます。
加入時に決める必要はなく、将来、自身が必要な保障にあわせ、
コースを選択することができます。

介護 死亡 医療 年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

特長3

健康状態を 問いません

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です。

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。



ご契約例



契約者・被保険者
男性30歳

基本保険金額 500万円

月払保険料
(個別/団体取扱) 7,255円

- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳払済
- 保障移行可能年齢：60歳
[各コースへ変更が可能になる年齢]
- 累計払込保険料：2,611,800円

既払込保険料
解約払戻金
介護保険金
死亡保険金
災害死亡保険金

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合

60歳で解約した場合

60歳の契約応当日(※)の 解約払戻金
3,411,575円
累計払込保険料 2,611,800円

約**79.9**
万円UP

戻り率
130.6%

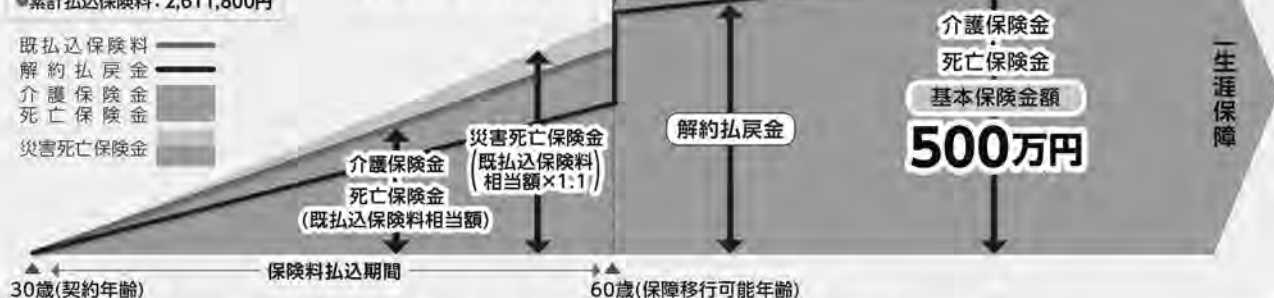
70歳で解約した場合

70歳の契約応当日前日の 解約払戻金
3,930,565円
累計払込保険料 2,611,800円

約**131.8**
万円UP

戻り率
150.4%

(※)60歳の契約応当日前日までに
解約した場合、解約払戻金額は
表示額より少なくなります。



- 介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。
- 戻り率は、戻り率=解約払戻金÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- 解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。
- 記載の商品内容および保険料などは2026年6月22日現在のものです。

◎記載以外の保険料などについては募集代理店までお問い合わせください。 ◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。





Business Guard



AIG 損保



企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

**経営を取り巻く
様々なリスクから
企業を守る!**



New

事業用建物・設備への
地震単独補償

シン・地震保険 **守護震**

企業財産保険(ニュープロパティガード)
財物損害補償特約N等

被災時の休業補償

地震休業サポート **地休力**

企業財産保険(ニュープロパティガード)
財物損害補償特約N等

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
サイバーリスク対策

情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く
各種訴訟リスクに備える

MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン

WorldRisk®

この広告は保険商品の概要をご説明したものです。
詳細につきましてはパンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者
または弊社にお問い合わせください。2026年6月時点の内容です。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



静岡支店

〒420-0851

静岡市葵区黒金町20-1 AIG静岡ビル

TEL: 054-255-5141 FAX: 054-686-1208

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(26-073010) (ART)

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 V Lタイプ α を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 V Lタイプ α ：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

一時金型 Mタイプ：大同生命の無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

静岡支社/
静岡県静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル4F)
TEL 054-253-3191

AIG AIG損害保険株式会社

静岡支店/
静岡県静岡市葵区黒金町20-1(AIG静岡ビル5F)
TEL 054-255-5141

F-2023-0005(2023年5月16日)
23-073010 2023-05